

平成18年 3月29日

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町26番1号
GMOホスティング&セキュリティ株式会社
代表取締役社長 青 山 満

第13回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成18年3月28日開催の当社第13回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 第13期（平成17年1月1日から平成17年12月31日まで）
営業報告書報告の件

本件は、上記書類の内容を報告致しました。

決議事項 第1号議案 第13期貸借対照表、損益計算書及び利益処分
案承認の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

利益配当金は、1株につき3,800円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

変更の内容は、次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

変 更 前	変 更 後
（公告の方法） 第4条 当会社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する。</u> （新 設）	（公告の方法） 第4条 当会社の公告は、 <u>電子公告により行う。</u> (2) <u>やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>

変 更 前	変 更 後
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>(2) 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(3) 当社の株主名簿及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、端株原簿の記載または記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>(2) 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(3) 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、<u>実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成</u>、株券の交付、株券喪失登録、端株原簿の記載または記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、端株原簿の記載または記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する手続き及びその手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、<u>実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成</u>、株券の交付、株券喪失登録、端株原簿の記載または記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する手続き及びその手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(基準日) 第9条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p>	<p>(基準日) 第9条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主 (<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>) をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p>
<p>(員数) 第15条 当社の取締役は7名以内とする。</p>	<p>(員数) 第15条 当社の取締役は10名以内とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役の解任)</p>
<p>(役付取締役) 第18条 ゝ (条文省略) (取締役の責任免除) 第25条</p>	<p>第18条 <u>取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>第5章 監査役</p>	<p>(役付取締役) 第19条 ゝ (条文現行どおり) (取締役の責任免除) 第26条 第5章 監査役および監査役会</p>
<p>(員数) 第26条 ゝ (条文省略) (任期) 第28条</p>	<p>(員数) 第27条 ゝ (条文現行どおり) (任期) 第29条</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役会の招集)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第30条 <u>当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役会の決議方法) 第31条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>

